

真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会の答申について

- 日時 令和5年3月7日(火) 午後4時30分～
- 場所 真庭市役所3階 市長室

1 審議会設置

- ・真庭市附属機関設置条例に基づき設置。
- ・真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会規則により、市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額、市長、副市長及び教育長の給料の額の適否を審議する。  
委員：10人(会長：大月隆行／職務代理：岡田茂樹)  
任期：令和4年12月21日～令和6年12月20日

2 諮問

令和4年12月21日、市長は、審議会へ市議会議員の議員報酬の額及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の適否について諮問した。

3 審議会開催・審議状況

- 第1回：12月21日(水)  
市長から審議会へ諮問。近隣他市等の状況など関係資料により審議。
- 第2回：2月2日(木)  
議会から取組状況等の説明を受けて審議。
- 第3回：2月24日(金)  
これまでの審議を踏まえて答申取りまとめ。

4 答申

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は、いずれも現行の額に据え置くことが適当と判断。

<参考(月額)>

現 行 額	議員報酬		政務活動費	特別職の給料の額		
	議 長	450,000 円		30,000 円	市 長	880,000 円
	副議長	400,000 円			副市長	720,000 円
	議 員	350,000 円			教育長	650,000 円

※詳細は答申書をご覧ください。